
■序章 本計画の目的

1. 目的と考え方

本市では、平成 12 年 3 月に本庄駅北口の中心市街地の活性化を推進するための計画として「本庄市中心市街地活性化基本計画」を策定しました。

その背景には、全国の多くの中小都市において、とりわけ中心市街地の人口密度の低下・空洞化が進み、地元商店街の疲弊が顕著になっており、これに対応するため、官民あわせて市街地整備にかかわる事業や商業の活性化に向けた施策を一体的に講じることが必要不可欠であるとの認識のもと、当時の関係 13 省庁が、そうした取り組みを推進するための法案である「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成 10 年 7 月施行、以下「中心市街地活性化法」という。）」を制定し、その仕組みを創設したことがあります。本市においても、本庄駅北口にみる中心市街地の空洞化が進むなど、古くからの「まちの顔」が無くなりつつあり、人が住み、遊び、働き、交流する場を取り戻していくことが急務となっていました。

その後、平成 18 年 6 月に「中心市街地活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別措置、中心市街地活性化本部の設置等を定める」とした中心市街地活性化法の改正が行われました。

この間、本市では平成 18 年 1 月に本庄市と児玉町が合併し、新本庄市が誕生したほか、上越新幹線本庄早稲田駅の開業に伴う周辺の業務系の機能集積が計画されるなど、市内の様相が大きく変わってきました。

既存の本庄駅周辺、児玉駅周辺に加え、本庄早稲田駅周辺地区の 3 地区にまちづくりの拠点を有するなど、新しい地域づくりの時代を迎えました。

しかしながら、本庄駅北口の中心市街地は、駅前に大型マンションが建設されるなど一部で居住者が増加する傾向がみられるものの、活性化が図られたとは言いがたい状況にあります。

以上のような背景を受け、現在の中心市街地の状況や社会情勢にあわせた施策の見直しを行い、前回計画で課題とした、人が住み、遊び、働き、交流する場を取り戻すことを目的として、計画の時点修正を行うものです。

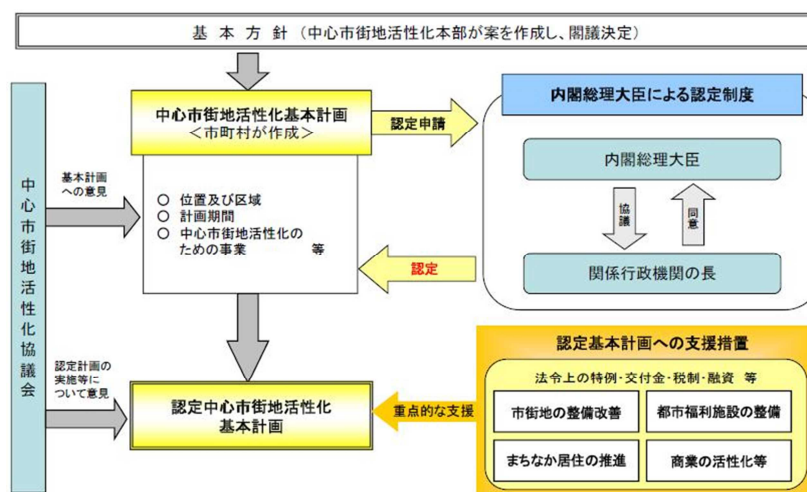
2. 位置づけ

平成 18 年 6 月に改定された中心市街地活性化法では、第 15 条において基本計画の作成について協議するため、中心市街地活性化協議会を設置することができるとされ、また中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるとされています。

しかし、今回の計画修正では、中心市街地活性化の基本的方向性、将来像、活性化のための基本方針等に大きな変更は加えない時点修正であることから、中心市街地活性化協議会は設置しないこととします。

また、内閣総理大臣の認定については、同法における「市街地の整備改善」、「都市福利施設の整備」、「まちなか居住の推進」、「商業の活性化等」（下図参照）について、本庄市の中心市街地内では内閣総理大臣による認定を必要とする国の支援措置を受けて実施するような大規模事業は予定しておらず、また他の地域を見た場合に、認定を受けること自体が困難であったり、認定を受けられたとしても思うような活性化が図れていなかったりといった実情が見受けられます。

このような状況を受け、今回の時点修正では同法第 9 条による内閣総理大臣への認定申請は行わず、「本庄市総合振興計画」（平成 20 年 3 月）等を上位計画とし、各種関連計画等との整合を図りつつ、本市の現状と前回計画策定時からの社会情勢の変化にあわせた計画の一部見直しを行い、疲弊・空洞化した本庄駅北口周辺の市街地の再生・活性化に取り組むための施策・事業に関する基本的な方向性を示す役割を担うものとしします。



改正された中心市街地活性化法の枠組み

【抜粋】 中心市街地活性化に関する法律

(基本計画の認定)

第九条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 から 1 2 まで 省略

(中心市街地活性化協議会)

第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 中心市街地整備推進機構(第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。)

ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの

二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所

ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社であって政令で定める要件に該当するもの

2 から 1 1 まで 省略

3. 事業スケジュール

本計画の計画期間は、10年後の平成36年（2024年）を目標とし、基本方針に沿って各種の施策の展開を図り、定住促進や地域の活性化を実現していきます。

そのために、各種の施策について、現在既に事業着手しているもの、すぐに事業着手できるもの、種々の調整を必要とするものに分けて、着手済・短期・中期・長期の整理を行います。

- ・ 短期は3年以内、中期は3年から10年以内に事業着手するものとし、長期は現状では10年以内の事業着手が難しいが、今後10年以内の事業着手が可能となるよう調整を進めるものとして計画します。
- ・ 計画の進捗状況を、この計画を所管する課が中心となり、必要に応じてフォローアップ調査を含めた確認を行い、次の取り組みの改善につなげます。
- ・ 時期や主体の違うものでも、関連性の深い事業については、時期的な整合性をとって実施していきます。

